

令和5年5月6日

各位

横浜市弓道協会
会長 伊藤律郎

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的感染対策の考え方について

結論；令和5年5月8日をもって新型コロナ感染予防措置を「廃止」

新型コロナウイルスの感染対策は、令和5年5月8日より現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重、事業者等の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。これに伴い、横浜市より基本的感染対策の考え方を以下のとおり変更する旨の事務連絡がありました。

I. 【概要】 ※別紙；新型コロナウイルス感染の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（通知）

1. 基本的感染対策の考え方
 - (1) マスクの着用について
着用は個人の判断に委ねる。＊不特定多数と接する場合は、着用を推奨します。
 - (2) 手洗い等の手指衛生、換気
基本的感染対策として引き続き有効です。
 - (3) 人と人との距離の確保（3つの密の回避）
感染防止対策として有効とされる場面を考慮して対応してください。
2. ガイドラインの廃止
横浜市が定める「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」は令和5年5月8日をもって廃止します。
3. 公園内行為許可についての考え方
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点による利用制限は全て撤廃します。
4. その他

以上により、横浜市弓道協会の横浜市指定管理道場の対応を以下の通りとします。

II. 横浜市指定管理道場の対応について

1. 新型コロナウイルス感染予防措置の廃止
令和5年5月8日に横浜市「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」が廃止されるため、横浜市弓道協会が定める「横浜市指定管理道場利用再開に向けた（新型コロナウイルス感染予防措置について）」も令和5年5月8日をもって廃止します。
2. 当面の間の感染予防対策
 - (1) マスクの着用；原則不要（うつらない・うつさないため着用を推奨します。）
 - (2) 入口等に手指消毒用アルコールを設置します。

担当；横浜市指定管理道場現地管理責任者一同